《生徒・保護者配布資料》

あついひにみずをのめず、
ながいじかんランニングをさせられた

ながいじかん、いみもなく
せいざをさせられた

せんせいから、がっこうとは
かんけいないメールがくる

せんせいになぐられた

ＳＮＳで「やすみのひに、
いっしょにでかけよう」といわれた

ともだちが、せんせいと
こうさいしている

せきにつくようにかおをつねられた

ものすごく、ひどいことを
いつもいわれ、きずついた

教職員による体罰・性暴力等　通報・相談

学校の先生などから「体罰」「性暴力」があったら相談をしてください。

学校の友達が、被害をうけた場合も「相談」できます。

「性暴力」については、資料「性暴力ってどんなこと？」を読んでください

相談方法

スマートフォンから QR コードを読み取り、必要事項を入力してください。

QR コードを読み取るのが難しい場合には、校長先生や教頭先生に相談してください。

また、電話で相談することもできます。

和光南特別支援学校
児童生徒への体罰・性暴力等
通報・相談窓口

相談入力後の対応

入力した内容は、校長先生や教頭先生が確認をして対応します。秘密は守りますので、安心して相談してください。

話を聞いて今後の対応を考えていきます。犯罪行為が認められる場合には、警察などへ通報します。

✦ 注意事項 ✦

・ひとりで抱えこまず、校長先生、副校長先生、教頭先生、担任の先生、保健室の先生など、あなたが信頼できる先生に相談してください。

・匿名を希望する場合は、電話、メールアドレスなど何らかの方法で連絡が取れるように入力してください。

・「うそ」や、「悪口」のような相談には応じられません。

《生徒・保護者配布資料》

資料

「性暴力」って、どんなこと？

たとえば、　こんなことをいいます

- ✦性交、わいせつ行為
  （たとえ同意したとしても、絶対にいけません）
- ✦盗撮　✦性的な部位や、身体の一部に触れること（※）
- ✦性的に恥ずかしい言葉や行動があること　など

※自立活動の指導や介助の中で身体に触れる必要がある場合などを除きます

チェック CHECK!!

先生が児童生徒と接するときのルール

埼玉県教育委員会では、教職員が児童生徒と接するときのルールを決めています。
このルールを守れていない教職員がいたらすぐに相談してください。

- ✦ 生徒と **絶対に交際しない**
  生徒が18歳以上であっても、両者の同意があっても、絶対に交際してはいけません。
- ✦ **メールやSNSを使った私的な連絡は絶対にしない**
  連絡する必要があるときには、学校の電話等を利用します。SNS上で提供されるゲームなどでつながることも不適切な行為です。
- ✦ **校外で私的に会わない、先生の運転する車に乗せない**

学校へ相談しにくい場合は、以下のような支援窓口や通報窓口があります

▸ 性暴力等犯罪被害専用相談電話　「アイリスホットライン」

▸ 埼玉県教育委員会　県立学校人事課（管理指導担当）
埼玉県教育委員会が設置する、体罰、性暴力の通報窓口です。
TEL　048（830）6726　月曜～金曜[年末年始のぞく]　9時～17時（12時～13時のぞく）